

## 教育委員会 12月定例会会議録（要旨）

招集月日	令和4年12月8日（木）	
招集場所	瀬戸市役所4階 庁議室	
教育長	加藤 正彦	
出席委員	委員 青山 貴彦 委員 小澤 慎太郎 委員 加藤 千春	委員 田中 直美 委員 竹川 典子 委員 稲垣 遼
欠席委員	なし	
議案説明のため に出席した職員	教育部長 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課主幹 学校教育課主幹 図書館長 まちづくり協働課長 文化課長 スポーツ課長	磯村 玲子 谷口 墨 此下 明雄 長谷川 武宏 加藤 都志雄 吉村 きみ 杉江 圭司 井上 紀和 中村 浩司
書記	教育政策課課長補佐兼企画係長 教育政策課企画係	松見 健一 梅原 明江
傍聴人數	1名	
開会時刻	午後2時00分	
閉会時刻	午後2時44分	
議題		可否
1 報告	(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (3) 令和4年10月、11月情報公開請求について (4) 令和4年10月請願について (5) 令和5年二十歳を祝う会について (6) 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の瀬戸市代表選手の決定について	
2 議案	第39号議案 令和5年度瀬戸市教職員定期人事異動方針について 第40号議案 学齢児童生徒の教育事務の委託について 第41号議案 令和4年10月請願について	可 可 不可
3 その他		

	開会 午後2時00分
教 育 長	<p>ただいまから、令和4年12月定例会を開催します。</p> <p>11月教育委員会定例会会議録（要旨）の承認を受けた。</p> <p>1 報 告</p> <p>(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について            (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について            教育政策課長から、審査結果報告書に基づき、「第二十三回 創生社 書道展」をはじめ、7件について催物の審査結果を報告。            併せて、実績報告書に基づき、「令和4年度 愛知県小中学校音楽教育研究大会（愛日大会）」をはじめ、8件の催物の実績について報告。</p> <p>(3) 令和4年10月、11月情報公開請求について            教育政策課長、学校教育課長から、資料に基づき報告。</p>
加藤千春委員	学校教育課分のNo.5に関連してですが、小中学校の図書館に備える図書や新聞の購入及び支払いの手続きを教えていただきたいです。具体的に言うと発注とか契約は各学校で行うのか、それとも市教育委員会事務局が取りまとめて行うのか。それから、支払いは現金ではなく口座振り込みではないかと思いますが、その場合にも入金後に業者から領収書を徴取しているのかどうかを教えていただきたいです。開示文書の2番目のところで領収書を開示したとなっているので、領収書を徴取して、開示したということかなと思いますが口座振り込みとの関係はどのようなものか教えていただきたいと思います。
学校教育課主幹	まず発注・契約についてのご質問ですが、図書や新聞の発注は各学校が行っておりますが、契約や支払いは市教委の方で個別に対応をしております。20万円以下の少額のものについては、契約書や請求書は必要なく、請求書を以て支払いをさせていただいております。また、支払いは現金ではなく口座振り込みではないかということでございますが、市の予算で購入するものについては一部例外を除きますが、口座振り込みで対応をさせていただいております。そのため、領収書は徴取しておりません。市の予算以外で、学校で管理しているような個別の会計の方で購入されるものについては現金での支払いを行っていることもございまして、その際につきましては領収書を徴取していると聞いております。
加藤千春委員	そうすると、今回開示した領収書というのは、市の予算での支払いではない書類ということでしょうか。
学校教育課主幹	今回開示したものはPTAがご購入いただいて、その後学校図書室の方に置いてあるものでございます。
加藤千春委員	PTAというのは任意団体なので、PTAが発注したり、あるいは発注した文書であったり、あるいは新聞店から受け取った領収書が公文書に当たるかどうかというものは、どうかなと思うところがあるので、今回は開示したということですけれども今後は開示請求のあった文書あるいは開示しようとする文書が公文書なのかどうかということは慎重に判断していく方がいいのではないかと思いますので、これは意見として申し上げます。

学校教育課主幹	<p>ありがとうございます。今回このPTAの会計のものにつきましては、PTAが買ったものですけれど会計については学校の先生が対応していたり、子どもたちのためにということで公文書に準ずるものとして取り扱いをさせていただきましたが、委員に先ほどご指摘いただきました件について、開示担当部局と相談し、「公文書ではないと判断されるもの」については公開はしない形で進めたいと思います。</p> <p>(4) 令和4年10月請願について 教育政策課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(5) 令和5年二十歳を祝う会について まちづくり協働課長から、資料に基づき報告。</p>
加藤千春委員	二十歳を祝う会とは直接関係ないのですが、深川学区は旧深川小学校体育館で行うということになっていますが、旧深川小学校体育館というのは今どんな状態でどういう利用がされているのでしょうか。学校としてはすでに閉校していると思います。
まちづくり協働課長	跡地利用の関係で若干深川の方たちと関わっておりますので、その関係でからのご報告でよろしいでしょうか。現在学校開放ということで、地域の自治会が窓口となってスポーツ等に使われております。現在も体育館の方は日常的に使われております。
加藤千春委員	旧深川小学校の体育館は、今管理をしているのは市の中ではどこの部署ですか。
まちづくり協働課長	建物は政策推進課、中の運営はスポーツ課です。
	(6) 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の瀬戸市代表選手の決定について スポーツ課長から、資料に基づき報告。
田中直美委員	P14に「ふるさと交流選手制度について」とありますが、今回の選手の中でふるさと交流選手はどなたでしょうか。
スポーツ課長	P8の名簿をご覧ください。第6区一般女子の莊司麻衣さんと第9区一般男子の田村陸さん、このお二方がふるさと交流選手制度の規定によりまして、瀬戸市の選手として参加をされるということでございます。
	<b>2 議案</b> 第39号議案 令和5年度瀬戸市教職員定期人事異動方針について 学校教育課長から、資料に基づき説明。
加藤千春委員	P17の県の「令和5年度教職員定期人事異動方針」を令和4年度のものと比較してみると、基本方針から「市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する」という文言が令和4年度にはありましたが、P17の令和5年度のものからはなくなっています。このことが何か小中学校の教員の人事異動の進め方に変化をもたらしているのかどうかということを教えてください。
学校教育課長	県の方針から削除されたことに伴い、市の方針からも削除しております。人事異

	動の進め方については変更ございませんので、ご承知おきいただければと思ひます。
教 育 長	他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第39号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
	異議なし。(全員挙手)
	<審議の結果、原案どおり承認する>
	第40号議案 学齢児童生徒の教育事務の委託について 学校教育課主幹から、資料に基づき説明。
教 育 長	ご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第40号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
	異議なし。(全員挙手)
	<審議の結果、原案どおり承認する>
教 育 長	ここで、先ほど報告事項にありました（4）令和4年10月請願について、第41号議案として上程いたします。 「第41号議案 令和4年10月請願について」でございますが、請願に教育長に係る内容がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に基づき、私、教育長は一時退席とさせていただきます。
青山貴彦委員	それでは本議案につきましては、教育長職務代理者として、私が進行をさせていただきます。「第41号議案 令和4年10月請願について」、ご説明をお願いいたします。
	第41号議案 令和4年10月請願について 教育政策課長から、資料に基づき説明。
加藤千春委員	まずこの件について、公文書開示から審査請求、請願に至った経緯を詳しく教えてください。
教育政策課長	公文書開示から請願に至るまでの経緯等をご説明させていただきます。本件は請願書にありますとおり、令和2年4月27日付けで請求人が「にじの丘学園が掲げる『協働型課題解決能力の育成のための教育課程』」について開示請求を行ったのに対して、教育委員会（学校教育課）が令和2年5月19日付けで公文書の一部開示決定をいたしました。
	この決定に対して令和2年6月4日付で審査請求がございました。この審査請求の趣旨といしましては、教育委員会（学校教育課）が開示した文書について、その後請願人は開示された文書に請求人が開示請求した内容に該当しない文書が大量に含まれていたとして、開示内容の補正を求めるというものでございます。
	具体的には、教育委員会（学校教育課）は協働型課題解決能力の育成は各教科の

教育政策課長	<p>授業、総合的な学習の時間で行われており、にじの丘学園全体の教育課程を開示したのに対し、請求人は教育課程全体ではなく、関係している限られた単元のみが存在するはずだと主張しているものでございます。</p>
加藤千春委員	<p>この審査請求につきましては、現在審査手続き中であります。請求人は審査手続きに時間を要しているのは、教育委員会が審査請求に真摯に対応していないからだとして、今回の請求に至ったものでございます。</p>
教育政策課長	<p>請求人がおっしゃるとおり、2年以上というのは非常に時間がかかっていると思いますが、このように時間がかかっている理由は何でしょうか。</p>
教育政策課長	<p>今回の審査請求につきましては、公文書の開示に伴って、一般的に提起される開示・非開示に関する審査請求とは異なっており、開示されてはいるものの、開示内容が意図するものと違うことに対して提起された審査請求でございます。</p>
加藤千春委員	<p>過去に類似の審査請求において、行政不服審査法の目的である「不利益の回復を求める」ものではないことから、審査請求自体が「不適法」と諮問機関において判断された事案があったことから、審査請求の適格性について、慎重に検討を重ねてまいりました。</p>
教育政策課長	<p>また、審査請求の原因となった公文書開示請求にある「協働型課題解決能力の育成」については、個別単元、教科で実施しているものではなく、各教科の中でこの能力の育成を図っていることを処分庁である学校教育課から請求人に、この間継続的に説明をさせていただきまして、理解を得るよう努めてまいったところでございます。</p>
加藤千春委員	<p>このように審査を慎重に行い、併せて請求人との間で理解を得るべく調整を図ってきたことが、審査に時間を要してしまった主な理由となります。</p>
教育政策課長	<p>わかりました。本件については、この2年余りの間放置されていたということではないということですね。しかしながら、慎重に審査すべき事案であることは理解しましたが、どのような事情があれ、法の趣旨を鑑み、審査請求への対応は迅速に行うべきものと考えます。</p>
加藤千春委員	<p>本件の審査の現状と今後の対策等について、教えていただきたいと思います。</p>
教育政策課長	<p>まず、本件については、請求書提出後ではありますが、令和4年11月8日に「瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問を行い、審査手続きを進めておりますのでご報告させていただきます。</p>
加藤千春委員	<p>また、対策につきましては、本年4月から人事異動により、公文書開示、審査請求に係る事務を精通した職員が一元的に管理するよう体制を改めております。このことにより、本年度は昨年度までと比べて、公文書開示、審査請求に係る事務の処理日数等は改善が図られているところでございます。</p>
教育政策課長	<p>しかしながら、本件については、先ほども述べました通り、この案件に特化した事情もあり、結果的に事務処理に時間を要してしまったところでございます。</p>
加藤千春委員	<p>これまでの説明をお聞きして、意見を申し上げます。審査手続きに2年以上かかっていることからすれば、これまでの教育委員会の対応に全く問題がなかったとは言えないのでないかと思います。ただ、本件については請求者が指摘するような「放置」や「怠り」は認められないと思います。また、すでに審査手続きを進めておりまして、審査請求に対する体制を改善していることも確認できましたので、請求にありますような「教育長及び教育政策課関係職員を処分すること」には値しないと私は考えます。</p>

青山貴彦委員

他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。  
本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手なし。

<審議の結果、不採択>  
<教育長、自席へ戻る>

3 その他の

教育政策課長から、日程について、説明。

閉会 午後2時44分

教育長

青山 貴彦

教育長職務代理者

青山 貴彦